

公 募 公 告

令和7年2月6日

支出負担行為担当官

総務省政策統括官（統計制度・恩給担当）北原 久

下記の契約に係る調達参加希望者を、以下のとおり公募する。

なお、この公告は請負契約の適正かつ確実な実施を確保するため、調達参加希望者に対し、その確実な履行を証明する書類等の提出を求めるものである。

記

1. 調達件名 住民基本台帳ネットワーク利用システムの光回線サービスの提供
2. 調達内容 仕様書のとおり
3. 履行期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
4. 公募の参加方法
 - (1) 提出書類 履行証明書（応募を希望する者には、仕様書と併せ、下記(3)の場所で交付）
 - (2) 提出期限 令和7年2月26日（水）17時まで
 - (3) 提出場所 総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官付
恩給経理官室 契約支出担当（電話：03-5273-1322）
〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1（総務省第二庁舎5階501号室）
5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 総務省又は他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
 - (4) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
 - ① 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
 - (5) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
6. 証明書の無効
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の証明書は無効とする。

以上